2024年日本カート選手権規定

※下線部:変更箇所

2024年規定

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」と言う。)は<u>2024年</u> (以下「当該年」と言う。)のカート競技会において優秀な成績を収 めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定 を制定する。

第2条 日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

- 1. 全日本選手権
- 1)全日本選手権OK
- 2) 全日本選手権FS-125/FP-3
- $2. \sim 3.$ (略)
- 第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

- 1. 全日本選手権 全日本選手権は以下の<u>4</u>部門に区分する。
 - 1) OK部門
 - 2) フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門
 - 3) フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門
 - 4) EV部門
- 2. (略)

2023年規定

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」と言う。)は<u>2023年</u> (以下「当該年」と言う。)のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定 を制定する。

第2条 日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

- 1. 全日本選手権
 - 1) 全日本選手権OK/FS-125CIK
 - 2) 全日本選手権FS-125JAF/FP-3
- $2. \sim 3.$ (略)
- 第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

1. 全日本選手権 全日本選手権は以下の5部門に区分する。

- 1) OK部門
- <u>2) フォーミュラスーパー125 (FS-125) CIK 部門</u>
- 3) フォーミュラスーパー125 (FS-125) JAF 部門
- 4) フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門
- 5) EV部門
- 2. (略)

- 3. ジュニア選手権 ジュニア選手権は以下の4部門に区分する。
 - 1) ジュニア部門
 - 2) ジュニアカデット部門
- 3) E V ジュニア部門
- 4) E V ジュニアカデット部門

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

		,							
		走行距離または時間							
区 分	部門	(各ヒートの合計)							
		最 短	最 長						
	OK								
全日本選手	FS-125	<u>オーガナイザー</u> からの申請に基	<u>オーガナイザー</u> <u>からの申請に基</u> づき						
権	FP-3	づき							
	EV	 JAFで承認する	 JAFで承認する						
地方選手権	部門毎に定める	部門毎に定める							
	ジュニア/	オーガナイザー	オーガナイザー						
	E V ジュニア	からの申請に基	からの申請に基						
		づき	づき						
ジュニア選		JAF で承認する	JAF で承認する						
手権	ジュニアカデ	オーガナイザー	オーガナイザー						
	ット/	からの申請に基	からの申請に基						
	<u>E V ジュニア</u>	づき	づき						
	<u>カデット</u>	JAF で承認する	JAF で承認する						

- 3. ジュニア選手権 ジュニア選手権は以下の2部門に区分する。
 - 1) ジュニア部門
 - 2) ジュニアカデット部門

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

五年末 日本選	丁惟妣汉ッル	昨年また(よ时间					
		走行距離または時	計 間				
区 分	部門	(各ヒートの合計)					
		最 短	最 長				
	OK	<u>30kmまたは30分</u>	<u>90kmまたは90分</u>				
	<u>FS-125CIK</u>	<u>"</u>	<u> 11</u>				
	<u>FP-125JAF</u>	<u> "</u>					
全日本選手	FP-3	<u> "</u>	<u>"</u>				
権		オーガナイザー	オーガナイザー				
	EV	からの申請に基	からの申請に基づ				
		づき	き				
		JAFで承認する	JAF で承認する				
地方選手権	部門毎に定める						
	ジュニア	オーガナイザー	オーガナイザー				
		からの申請に基	からの申請に基づ				
		づき	き				
ジュニア選		JAF で承認する	JAF で承認する				
手権	ジュニアカデ	オーガナイザー	オーガナイザー				
	ット	からの申請に基	からの申請に基づ				
		づき	き				
		JAF で承認する	JAF で承認する				

第5条~第20条(略)

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. OK部門:

JAF国内カート競技車両規則第42条に定めるOK車両とする。

2. FS-125部門:

JAF国内カート競技車両規則第 41 条に定めるFS-125 車両とする。

3. FP-3部門:

JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン (FP-3) 車両とする。

4. EV部門:

オーガナイザーからの申請に基づき JAF が承認した技術規則に 定める車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーはいずれの部門への重複出場も認められる。

1. OK部門:

- 1) (略)
- 2) 国内Aドライバーライセンス所持者については、下記のいずれかの実績を満たす者。
- $(1) \sim (2)$ (略)

第5条~第20条(略)

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. OK部門:

IAF国内カート競技車両規則第42条に定めるOK車両とする。

2. FS-125CIK部門:

<u>JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるFS-125車</u>両とする。

3. FS-125JAF 部門:

JAF国内カート競技車両規則第 41 条に定めるFS-125 車両とする。

4. FP-3部門:

JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン (FP-3) 車両とする。

5.EV部門:

オーガナイザーからの申請に基づき JAF が承認した技術規則に 定める車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーはいずれの部門への重複出場も認められる。

1. OK部門:

- 1) 国際Eの所持者。
- 2) 国内Aドライバーライセンス所持者については、下記のいずれかの実績を満たす者。
- $(1) \sim (2)$ (略)

- (3) 当該年の前年の全日本選手権 FS-125CIK/JAF部 門で、年間総合順位が10位以内、または前年の全日本選手権 FP-3部門で、年間総合順位が3位以内の者。
- (4) (略)
- 2. FS-125部門:

国内A以上または国際Fライセンス所持者。

3. FP-3部門:

- 1) 国内A以上または国際Fライセンス所持者。
- 2) 国際Gライセンス所持者。
- (1) 当該年の前年のジュニア選手権ジュニア部門で、夫々のシリーズ毎に年間総合順位が 1 位の者。但し当該年度 1 3 歳の者。

4. E V 部門

国内B以上または国際Fライセンス所持者。オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した競技規則に定めることとする。

第23条(略)

第24条 開催場所

- 1. (略)
- 2. OK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。
- (1) 全長:800m以上
- (2) 走路の幅員: 7~12m
- (3) スタート/フィニッシュラインが設定される直線路:100m以上
- (4) 2つの走路区域の間:6 m以上

- (3) 当該年の前年の全日本選手権 FS-125部門で、年間総合順位が10位以内、または前年の全日本選手権 FP-3部門で、年間総合順位が3位以内の者。
- (4) JAFによって特に認められた者(海外での実績等)。
- 2. FS-125CIK 部門:

国内A以上または国際Fライセンス所持者。

3. FS-125 JAF 部門:

国内A以上または国際Fライセンス所持者。

- 4. FP-3部門:
- 1) 国内A以上または国際Fライセンス所持者。
- 2) 国際Gライセンス所持者。
 - (1) 当該年の前年のジュニア選手権ジュニア部門 (2022年については FP-Jr部門) で、夫々のシリーズ毎に年間総合順位が1位の者。但し当該年度13歳の者。
 - 5. E V 部門

国内B以上または国際Fライセンス所持者。オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した競技規則に定めることとする。

第23条(略)

第24条 開催場所

- 1. (略)
- 2. OK部門ならびにFS-125CIK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。
- (1) 全長:800m以上
- (2) 走路の幅員: 7~12m
- (3) スタート/フィニッシュラインが設定される直線路:100m以上
- (4)2つの走路区域の間:6m以上

第25条 申請と認定

- 1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。 但し、全日本選手権OK部門競技会と全日本選手権FS-125/ FP-3部門競技会を同一コースで夫々1競技会ずつ開催すること は認められる。
- 2. JAFは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、2競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
- 3. JAFは、全日本選手権FS-125部門およびFP-3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上8競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
- 4. FS-125部門およびFP-3部門の競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。
- 5. JAFは、全日本選手権EV部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5競技会以内を選手権競技会として認定する。

第26条(略)

- 第27条 開催地域区分と競技の構成
 - 1. OK部門
 - 1)地域区分:設けない。
 - 2) 競技の構成:1競技会2レース制とする。
 - 2. FS-125部門およびFP-3部門
 - 1)地域区分:設けない。

第25条 申請と認定

- 1.全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
 但し、全日本OK/FS-125CIK選手権と全日本FS-12
 5 JAF/FP-3選手権を同一コースで夫々1競技会ずつ開催することは認められる。
- 2. JAFは、全日本選手権OK部門<u>およびFS-125CIK部門</u> としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、<u>3</u>競技会以 上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
- 3. JAFは、全日本選手権 $FS-125 \underline{JAF}$ 部門およびFP-3 部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
- 4. OK部門およびFS-125CIK部門の競技会は同日開催とし、オーガ ナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。
- 5. FS-125 JAF 部門およびFP-3 部門の競技会は、同日開催とし、 オーガナイザーからの申請に基づき、 JAF が指定し、認定する。
- 6. JAFは、全日本選手権EV部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5競技会以内を選手権競技会として認定する。

第26条(略)

第27条 開催地域区分と競技の構成

- 1. OK部門およびFS-125CIK部門
 - 1)地域区分:設けない。
 - 2) 競技の構成:1競技会2レース制とする。
- 2. FS-125 JAF部門およびFP-3部門
 - 1)地域区分:設けない。

- 2) 競技の構成:1競技会2レース制とする。
- 3. E V 部門
 - 1)地域区分:設けない。
 - 2) 競技の構成:1競技会2レース制、またはオーガナイザーから の申請による。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数 に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (略)

- 1. 全部門得点基準表は、当該部門の選手権統一規則でこれを定める。
- 2. OK部門の順位は各レースで獲得した得点のうち、高い得点の順に 選手権として成立したレース数の75% (小数点以下四捨五入)を集計 し、その得点合計により決定する。成立したレースが4回に満たない 場合、全得点を合算する。
- 3. FS-125部門およびFP-3部門のシリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の50%(以下四捨五入)を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合は、全得点を合算する。

- 2) 競技の構成:1競技会2レース制とする。
- 3. E V 部門
 - 1) 地域区分:設けない。
 - 2) 競技の構成:1競技会2レース制、またはオーガナイザーからの申請による。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数 に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (略)

- 1. <u>OK部門およびFS-125CIK</u>部門得点基準表は、当該部門の 選手権統一規則でこれを定める。
- 2. FS-125 JAF部門およびFP-3部門得点基準表は表b①と②による。
- 3. OK部門、FS-125CIK部門シリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%(小数点以下四捨五入)を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合、全得点を合算する。
- 4. FS-125 JAF部門およびFP-3部門のシリーズの順位は各レースで獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の50%(以下四捨五入)を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが4回に満たない場合は、全得点を合算する。
- 5. EV部門得点基準表は、決勝結果成績に付す得点b①のみとする。

表 b

①~② (略)

第29条~第42条(略)

第30条 全日本選手権の成立

- 1. OK部門については、当該年に<u>2</u>回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- 2. FS-125部門およびFP-3部門については、当該年に夫々 3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しな い。

表b (FS-125 JAF部門/FP-3部門)

①決勝結果成績に付す得点

順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
得	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
順	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
得	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点

②予選結果成績に付す得点(10位まで)

順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
得	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位から10位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位から10位となった者以外 はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当 該競技番号は空番号となる。

第30条 全日本選手権の成立

- 1. OK部門<u>およびFS-125CIK</u>部門については、当該年に<u>3</u>回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- 2. FS-125 <u>JAF</u> 部門およびFP-3 部門については、当該年に夫々3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

3. (略)

第3章 地方選手権

第31条~第42条(略)

第4章 ジュニア選手権

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート 競技車両規則」の第1種競技車両に限定し、使用されるエンジンは各部門に より以下の通りとする。

尚、各シリーズで使用するエンジン機種は各部門それぞれ1機種とする。但し、シリーズの各々の部門毎にエンジン機種が異なることを認める。

 $1. \sim 2.$ (略)

3. EVジュニア部門

オーガナイザーからの申請に基づき JAF が承認した技術規則に定める車両とする。

4. E V ジュニアカデット部門

オーガナイザーからの申請に基づき JAFが承認した技術規則に定める車両とする。

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

1. ジュニア部門<u>/EVジュニア部門</u>

1)~3)(略)

2. ジュニアカデット部門/EVジュニアカデット部門

3. E V 部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条~第42条(略)

第4章 ジュニア選手権

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート 競技車両規則」の第1種競技車両に限定し、使用されるエンジンは各部門に より以下の通りとする。

尚、各シリーズで使用するエンジン機種は各部門それぞれ1機種とする。但し、シリーズの各々の部門毎にエンジン機種が異なることを認める。

 $1. \sim 2.$ (略)

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

1. ジュニア部門

 $1) \sim 3)$ (略)

2. ジュニアカデット部門

1)~3)(略)

第45条~第46条(略)

第47条 申請と認定

- $1. \sim 2.$ (略)
- 3. JAFは、ジュニア選手権EVジュニア/EVジュニアカデット 部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5競技 会以内を選手権競技会として認定する。

第48条 審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける<u>審査委員会は2名以上で、</u>審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 競技会の構成:

ジュニア選手権は、1つまたは複数の限られたコースで開催される コースシリーズと、全日本カート選手権との併催も含め全国のコース で開催されるラウンドシリーズの2つから構成される。

1) コースシリーズの地域区分:

北海道地方 - 北海道全域

東北地方:青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

1)~3)(略)

第45条~第46条(略)

第47条 申請と認定

 $1. \sim 2.$ (略)

第48条 審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分:

1) コースシリーズ:

北海道地方 - 北海道全域

東北地方:青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

関東地方:新潟県、長野県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、

埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県

中部地方:静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、

三重県

近畿地方:大阪府、兵庫県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県

中国地方:岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県

四国地方:香川県、徳島県、高知県、愛媛県

九州地方:福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、

鹿児島県、沖縄県

2) ラウンドシリーズの地域区分:地域区分は設けない。

2. 競技の構成:

- 1) コースシリーズ:
- (1) 1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。
- (2) 1つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、原則、前項1の地域区分に限定される。
- (3) 競技の構成は、オーガナイザーが特別規則に定める。<u>但し、</u>シリーズを通して統一されること。
- 2) ラウンドシリーズ
- (1) 競技の構成は、オーガナイザーが特別規則に定める。<u>但し、</u>シリーズを通して統一されること。

第50条~第51条(略)

関東地方:新潟県、長野県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、

埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県

中部地方:静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、

三重県

近畿地方:大阪府、兵庫県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県

中国地方:岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県

四国地方:香川県、徳島県、高知県、愛媛県

九州地方:福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、

鹿児島県、沖縄県

2) <u>全日本FS-125JAF/FP-3選手権併催シリーズ</u>: 地域区分は設けない。

2. 競技の構成:

ジュニア選手権は、次の2つから構成される。

- 1) コースシリーズ:
- (1) 1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。
- (2) 1つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、原則、前項1の地域区分に限定される。
- (3) 競技の構成:オーガナイザーが特別規則に定める。
- 2) 全日本選手権FS-125JAF/FP-3併催
- (1) 競技の構成:オーガナイザーが特別規則に定める。

第50条~第51条(略)

第52条 ジュニア選手権の成立

- 1. 第49条に定める各シリーズで、第43条に定められた各部門の レースが当該年度に夫々3<u>レース</u>以上開催されなければ、その部門 のジュニア選手権は成立しない。
- 2. コースシリーズについては、当該年度に3<u>レース</u>以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。
- 第53条 本規定の施行

本規定は、2024年1月1日より施行する。

第52条 ジュニア選手権の成立

- 1. 第49条に定める各シリーズで、第43条に定められた各部門の レースが当該年度に夫々3回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
- 2. コースシリーズについては、<u>競技会が</u>当該年度に3<u>回</u>以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。

第53条 本規定の施行

本規定は、2023年1月12日より施行する。